

社会福祉法人登別市社会福祉協議会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、理事会及び評議員会への出席、監事監査への出席、会を代表してその他会議等へ出席する場合について報酬を支給する。

(役員報酬の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 常勤役員報酬

- ・常務理事 月額 200,000円
なお、月の途中で就任し、又は退任したときの報酬は、当該月の日割り計算によって支給する。

(2) 非常勤役員報酬

- ・会長 月額 30,000円
会務を遂行する会長の報酬は、この月額をもって充てる。
- ・理事 日額 3,000円
- ・監事 日額 3,000円

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の役員で職員給与の支給を受ける者については、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職

員給与規程第4条に準じた日とする。

(2) 日額報酬の計算期間については、毎月初日から月末までとし、翌月21日に支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成8年1月1日より施行する。

附則

(施行)

1. この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規程の施行日前に、改正前の社会福祉法人 登別市社会福祉協議会 役員報酬規程（平成8年1月1日施行）の規定により処理等された行為は、この規程において処理等された行為とみなす。

附則

この規程は、平成28年12月21日一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年7月1日から施行する。